



1 緊急時

1-5 交通事故

(1) 被害者(被害を受けた側)となったとき

[N 交通 5-1\(2\)交通事故にあった場合](#) 参照

(2) 加害者(事故をおこした側)となったとき

[N 交通 5-1\(1\)交通事故を起こした場合](#) 参照

(3) 交通事故証明書の取得

「交通事故証明書」は、交通事故があったことを自動車安全運転センターが証明するものです。保険会社や会社に請求するときなどにも必要になります。申込用紙は事故現場の警察でなくても、お住まいの近くの交番にもおいてあります。

請求する人は、被害者・加害者・損害賠償請求権のある親族・雇い主・保険金の受取人などでもかまいません。警察へ届け出ていない交通事故は証明書をもらえませんので、ご注意ください。

1-6 犯罪

ひったくりや空き巣はもちろん、暴行やストーカー行為、暴力団などから被害を受けた場合は、早めに近くの交番か警察署までご相談ください。緊急の場合は110番通報をしましょう。